

北九州市における成年後見制度の利用促進計画について（平成31年度～平成32年度）

1 成年後見制度利用促進の背景・課題

1-1 高齢者や障害のある人を取り巻く状況

(1) 高齢者の状況

ア 高齢化社会の現状

- ・本市の高齢化率

昭和55(1980)年8.7%→平成30(2018)年30.1% (21.4P増)

将来予想(2030年) : 高齢化率33.5%、75歳以上の割合21.4%

イ 認知症高齢者の増加

- ・平成14(2002)年度時点15,357人

→平成29(2017)年9月末時点で39,252人 (2.5倍超)

将来予想(2030年) : 4万人超

(2) 障害のある人の状況

- ・精神障害のある人の推移

平成20年度末: 11,197人→平成29年度末: 15,265人

- ・知的障害のある人の推移

平成20年度末: 8,161人→平成29年度末: 10,756人

1-2 成年後見制度に関する市民意識

- ・成年後見制度を「よく知っている」と「少し知っている」の合計62.7%

- ・将来的な成年後見制度の利用

「成年後見制度を利用したい」45.5%

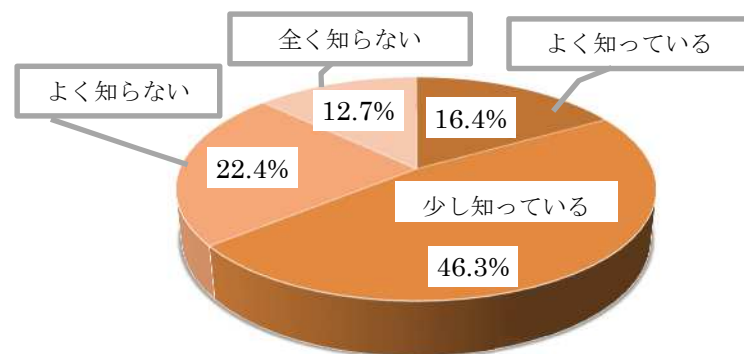
「利用したくない」と「わからない」が54.5%

- ・成年後見制度の利用促進、充実に必要なもの

「成年後見制度の周知・広報」74.6%

「不正防止の徹底」54.5%

「相談窓口・体制の充実」50.0%



資料：市政モニターアンケート

2 成年後見制度利用促進に向けた基本的な考え方

2-1 北九州市成年後見制度利用促進計画策定の目的

- ・自己決定権の尊重と財産・権利の保護等の調和
- ・成年後見制度の利用環境の段階的・計画的な整備

2-2 基本的な考え方

(1) 自己決定権と本人保護の調和

- ・成年後見人、介護支援専門員等が連携した意思決定支援による本人意思と権利・財産の保護

(2) 地域連携ネットワークによる成年被後見人と成年後見人の支援、ノーマライゼーションの進展

- ・成年後見人と介護支援専門員などの連携・共同した「チーム」による成年被後見人の支援
- ・本市、北九州市社福祉協議会、専門職団体、家庭裁判所等によるチームをバックアップする体制の構築
- ・地域住民による後見の支援への参加を通じた「ノーマライゼーション」の進展

2-3 促進計画の位置付け

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく北九州市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画
- ・北九州市いきいき長寿プランの基本目標の一つである「住みたい場所であんしんして暮らせる」の基本的な施策
- ・北九州市障害者支援計画を構成する北九州市障害者計画の基本目標「安心して暮らすための支援体制の整備」及び「人権の尊重と共生社会の実現」の基本的な施策
- ・北九州市SDGs未来都市計画達成への施策

2-4 促進計画の期間

平成31年度～平成32年度の2年間

3 具体的な取組

3-1 成年被後見人と成年後見人の支援

- ・親族、介護支援専門員、介護サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等の「チーム」による本人の支援と行政によるチームの効果的な連携構築の支援
- ・意思決定支援の普及・啓発による意思決定や意思の表示が困難な人の尊厳が守られる社会の実現
- ・親族後見人の集いの機会によるストレスケアと地域の見守りや後見活動への参加を通じたノーマライゼーションの進展
- ・地域ケア会議等を通じたチームだけでは対応が困難な問題の解決

3-2 成年後見制度の利用環境の整備

(1) 地域連携ネットワークの三つの役割

- ・地域活動や各団体の活動を通じた支援が必要な人の発見・支援
- ・保佐・補助、任意後見等の利用を含めた早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

(2) 中核機関の整備

ア 広報機能

- ・成年後見制度を含めた高齢期への備えの広報に幅広く取り組むとともに、成年後見制度に関わる各団体と連携し、成年後見制度が関係する各団体が効果的な広報を活発に行えるよう配慮・助言

イ 相談機能

- ・早期の段階から、成年後見制度の利用について相談できる窓口の開設

ウ 成年後見制度利用促進機能

- ・市民後見人の養成、親族後見人等に向けた研修実施

エ 後見人支援機能

- ・チームでは解決できない問題に関して、地域ケア会議等での検討の依頼、家庭裁判所への情報の提供

オ 不正防止効果

- ・親族後見人研修やチームとしての対応による後見活動の不正防止